

受 理 番 号	陳情第 4 8 号
件 名	電磁波の悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）、電磁波の人体と健康への悪影響の調査と対策を求めることについて
要 旨	スマホが普及し、今から 1 5 年前に国会でも質問された電磁波の人体への悪影響、電磁波過敏症に関しては一向に法整備なく対策もせず、今日に至っているが、最近では、5 G となり悪影響を訴える人が広がっている。その中に集団ストーカー犯罪を訴える方々が、電磁波の悪用、エレクトロニクス・ハラスメント、過敏症＋攻撃被害を叫ぶ方が増えている。 日本全国に電磁波過敏症の被害者は 5 万人、エレクトロニクス・ハラスメントの被害者は 2 万人点在していると言われている。 それに対して行政は不知で対策を考えていない。そこで調査（専門調査研究部門の設置）と対策（診断を出せる医師育成）と保護支援を求める。 （電磁波過敏症） 電磁波に関する国会質問、2 0 1 1 年、民主党政権時、自民党の議員が「電磁波に関する質問主意書」を提出した。その内容は以下のようなものである。 私たちの身の回りには、目に見えない電磁波が飛び交っており、携帯電話、ワイヤレスブロードバンドなどの普及により、電磁波の量は飛躍的に増加していると考えられ、それにつれて、これらの電磁波が健康に影響を及ぼしているのではないかと不安を感じている人が増加している。特に携帯電話やワイヤレスブロードバンドの基地局から発せられる高周波の電磁波に対しては、その安全性について疑問の声が上がっている。 ○ 海外の電磁波に対する法整備等 ・ 欧州諸国では、電磁波過敏症は社会的に認知されつつあり、公的保険の対象として治療が受けられる。 ・ アメリカでも電磁波過敏症の専門医が患者のケアを行っている。 ・ スウェーデンのストックホルム市では、自治体が、電磁波過敏症の発症者に対し、より電磁波漏えいの少ない電化製品への交換や、遮蔽フィルムを貼ったり塗料を塗ったりといったリフォーム費用を負担又は補助しており、さらには、電磁波過敏症の発症者が働き続けられるように雇用主にも対策を求めている

要 旨	という。 ・ 欧米では疫学調査に基づき、低周波の規制値を4～10ミリガウスとしているのに対し、日本では1,000ミリガウスとしている。 ・ 世界保健機関は、低周波の新環境保健基準を発表し、この中で4ミリガウス以上での小児白血病のリスクを認めている。 ・ 高周波の規制値は、欧州などでは、1平方センチメートル当たり0.1～10マイクロワットとされているのに対し、日本は1,000マイクロワットとされている。欧州などのように予防原則の立場から、より厳しい規制に改める必要がある。 ・ 携帯電話の電磁波を規制する動きとして、比吸収率（SAR）という安全基準が設けられている。フランスの法律では「フランス国内で販売される全ての携帯電話は、比吸収率（SAR）をフランス語で明確に表示しなければならない。また、通話中の頭部への電波ばく露を制限する付属品の使用推奨にも言及しなければならない。」とされている。日本でも総務省令により、毎キログラム当たり2ワットの許容値を満たすことが義務付けられてはいるが、一般的にこの比吸収率（SAR）について知られていないのが現状である。携帯電話購入の際の検討要素として、この比吸収率（SAR）も、より周知されるようにすべきである。 ・ フランスでは、電磁波によるこどもの健康への影響を考慮して「保健省は、6歳以下の子ども向けの電波放射機器の販売または無料配布を禁止する法律を制定することができる。」と法律で定められている。 ・ ロシアの国立非電離放射線防護委員会は「16歳以下の子供は携帯電話を使うべきではない」と述べている。 ・ イギリスの国立放射線防護委員会は「8歳未満の子供には携帯電話を使わせないように」と、カナダのトロント市公衆衛生局は「8歳以下の子供達には固定電話を」、アイルランドのアイルランド医師環境協会は「16歳以下の子供には携帯電話を使用させないように」と、携帯電話のこどもたちの体への影響を考慮した規制・勧告・要請を行っている。 ○ 国内での条例 岩手県滝沢市では、電磁波や低周波による影響などの調査研究や規制について「滝沢市環境基本条例」が施行されており、全国の他の市町村においても、携帯電話基地局の設置に関する条例な
------------	---

要 旨	どが施行されている。 宮崎県小林市において、保育園で鼻血が止まらない園児が続出し、２０１４年１２月議会で全国初の快挙として、携帯電話等中継基地局の設置又は改造に係る紛争の予防と調整に関する条例が可決された。 これら海外の規制値等を政府に質問していたが、翌年政権交代し、この質問以降も変化が見られず電磁波の健康への悪影響は忘れ去られている。 （電磁波悪用） その後、更に５Ｇ６Ｇと電磁波の量も増え、人々への健康被害も増え続けている。 海外では体調不良を訴える電磁波悪用攻撃のハバナ症候群の報告と法整備がなされ、医師の検診も受けられ、保険も使用できる流れになっている。 また昨年の５月にアメリカのコロラド州、７月にカリフォルニア州にて、人権法案として「脳データ」悪用を禁じる法案が採決された。これも電磁波を使用し人の脳データを採取するもので、さらにそれが売り買いされているというものである。 衛星からのＧＰＳと携帯基地局による位置情報悪用と脳データの悪用で、人々を監視しマインドコントロールまでできると、２０１７年には共産党議員が国会質問で、エドワード・スノーデンのファイルを引用し、政府がエックス・キー・スコアという生体情報から監視するシステムを米国企業から購入し、防衛省情報本部電波部に渡し、警察と個人情報を共有しているということを質問しているが、政府は「出所不明の文章」として答えなかった。 ２０２５年現在、米国ではトランプ政権が再度誕生しスノーデンが恩赦される方向で進められているようで、出所不明も明らかな出所の文章として認識される時期も近づいている。 ここに一般市民の電磁波被害者として電磁波過敏症と電磁波による悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）の調査と対策について、下記の事項を陳情する。 記 - 電磁波の人体への悪影響について調査すること。 - エレクトロニクス・ハラスメント対策チーム（電磁波の測定と発生元の特定）を設置すること。
------------	---

要 旨	3 電磁波被害者の保護と電磁波被害の周知を行うこと。 4 電磁波過敏症、電磁波被害の専門医を設置すること。
----------------	---